

# 令和7年度 第3回洞爺湖町国民健康保険運営協議会

## 議 案

日 時 令和8年2月19日（木）  
午後6時00分

場 所 洞爺湖町役場 第2委員会室

### 会 議 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 会長あいさつ

#### 3. 会議録署名委員の選出

#### 4. 議 事

##### (1) 報告事項

- ①令和7年度洞爺湖町国民健康保険事業の実施状況について（資料1）
  - i 特定健康診査の受診状況について
  - ii 洞爺湖町国民健康保険特別会計の収支状況について
- ②令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について（資料2）
- ③令和8年度洞爺湖町国民健康保険特別会計予算について（資料3）

##### (2) 審議事項

- ①令和8年度洞爺湖町国民健康保険事業計画（案）について（資料4）
- ②令和8年度国民健康保険税条例の一部改正（案）等について（資料5）

##### (3) その他

## 令和 7 年度洞爺湖町国民健康保険事業の実施状況について

## i 特定健康診査の受診状況について

## 1. 令和 7 年度事業実施概要

## (1) 特定健康診査受診券の送付

- ① 対象者～4月1日現在洞爺湖町国民健康保険加入者のうち、40歳以上74歳以下の者
- ② 対象者数～1,388人
- ③ 送付月日～令和7年4月28日(月)

## (2) 特定健康診査の実施方法など

## ① 集団健診(決まった日の会場で受ける健診のこと)

日 程	会 場
令和7年 6月 3日(火) 6月 4日(水)	[虻田] 健康福祉センターさわやか
6月 5日(木)	[洞爺] 洞爺ふれ愛センター
10月30日(水)	[札幌] 対がん協会健診センター ※国保加入者の受診なし
11月12日(水)	[洞爺] 洞爺ふれ愛センター
11月13日(木) 11月14日(金) 11月15日(土)	[虻田] 健康福祉センターさわやか
令和8年 2月 5日(木)	[虻田] 健康福祉センターさわやか
2月 6日(金)	[洞爺] 洞爺ふれ愛センター

## ② 個別健診(ご自分で下記の医療機関へ予約し直接受診する健診のこと)

## ・町内で受診できる医療機関

洞爺協会病院    洞爺ファミリークリニック    ひじり在宅クリニック  
洞爺温泉病院

## ・農協組合員の方を対象に受診できる医療機関

J A北海道厚生連倶知安厚生病院    J A北海道厚生連札幌厚生病院

(3) 未受診者に対する受診勧奨等

- ① 特定健康診査の未受診者を対象に、受診勧奨ハガキにて受診勧奨を実施  
 送付月日 令和7年10月3日(金) 1,058件  
 令和8年1月9日(金) 822件
- ② 特定健康診査の未受診者を対象に、電話勧奨を実施  
 実施月 令和7年10月 381件
- ③ みなし健診データ受領件数 86件
- ④ 特定健康診査集団健診会場への送迎を実施  
 実施月 令和7年6月 5件  
 令和7年11月 2件  
 令和7年2月 2件
- ⑤ 広報「とうやこ」及び町ホームページ、LINEの活用

(4) 受診者数等の状況

区 分	令和6年度 (法定報告数値)	令和7年度(速報値)	
		目 標	2月集団後
受診券送付数	1,487	-	1,388
対象者数(人)	1,270	1,435	
実受診者数(人)	399	-	464
受診者数(人)	378	459	
受診率(%)	29.8	32.0	※33.4

(5) その他検診の受診者数(町全体)

(単位:人)

区 分	令和6年度	令和7年度 (2月集団後)
後期高齢者健康診査	175	170
胃がん検診	309	253
大腸がん検診	541	511
前立腺がん検診	164	174
結核・肺がん検診	639	532
肝炎ウイルス検診	67	76
エキノコックス検診	103	126
ピロリ菌検査	43	79
乳がん検診	147	131
子宮がん検診	134	126

※ピロリ菌:中学生の数は含まない

## ii 国民健康保険特別会計の収支状況について

(単位：千円、%)

科目	年度	令和6年度 決算	令和7年度 (決算見込)	増減額	増減率	説明
歳入合計		1,100,414	1,165,475	65,061	5.9	
国民健康保険税		175,515	170,709	▲ 4,806	▲ 2.7	所得及び被保険者数の減
道支出金		786,303	845,109	58,806	7.5	療養給付費等の増
財産収入		21	1	▲ 20	▲ 95.2	
繰入金		135,000	146,000	11,000	8.1	法定内繰入金の増及び基準外繰入金の増
繰越金		3,195	3,268	73	2.3	
諸収入		380	273	▲ 107	▲ 28.2	
国庫補助金		0	115	115	皆増	子ども子育て支援納付金システム改修補助金
歳出合計		1,097,146	1,165,475	68,329	6.2	
総務費		31,865	36,391	4,526	14.2	人事異動に伴う人件費の増
保険給付費		760,272	833,372	73,100	9.6	療養給付費、高額療養費の増、出産育児一時金の減
国保事業費納付金		291,773	280,746	▲ 11,027	▲ 3.8	北海道に納付する納付金の減
保健事業費		12,277	14,012	1,735	14.1	糖尿病性腎症重症化予防対策対象者抽出業務委託料、特定健診受診者インセンティブの増
基金積立金		21	1	▲ 20	▲ 95.2	
公債費		0	0	0	-	
諸支出金		938	953	15	1.6	過年度分国保税還付金の増
予備費		0	0	0	-	
歳入歳出差引		3,268	0			

赤字の状況 (その他一般会計繰入金のうち保険税の負担緩和を図るための繰入金)

(単位：千円、%)

	令和6年度	令和7年度 (決算見込)	増減額	増減率	説明
保険税の負担緩和を図るために繰入した額	13,293	23,668	10,375	78.0	

## 国民健康保険事業費納付金の算定結果

(単位：円)

区 分	令和7年度	令和8年度		増減額	増減率
		概算額	確定額		
納付金	280,745,857	266,315,158	264,525,313	▲ 16,220,544	▲ 5.78
医療分	206,264,041	189,560,994	187,342,197	▲ 18,921,844	▲ 9.17
支援金分	54,788,237	52,652,751	52,439,380	▲ 2,348,857	▲ 4.29
介護分	19,693,579	19,087,085	19,130,518	▲ 563,061	▲ 2.86
子ども・子育て支援金分	0	5,014,328	5,613,218	5,613,218	-

※ 1 確定額については、令和8年度当初予算に置き換え済み

※ 2 区分の年度は予算の計上年度

## 国保事業費納付金等算定による標準保険料率と現行税率の比較

### 1 医療分

(単位：％、円)

	現行税率 A (令和8年度) 税率改正反映 済	標準保険料率		増減 B-A		
		令和7年度 (確定係数)	令和8年度 (確定係数) B	増減額	増減率	
所得割率	％	8.70	8.76	7.92	▲ 0.78	▲ 9.0
資産割率	％	11.70			▲ 11.70	▲ 100.0
均等割額	円	24,800	29,148	27,381	2,581	10.4
平等割額	円	26,100	28,932	26,956	856	3.3
限度額	円	660,000	660,000	660,000		

令和8年度の法定限度額：67万円

### 2 後期高齢者支援金等分

(単位：％、円)

	現行税率 A (令和8年度) 税率改正反映 済	標準保険料率		増減 B-A		
		令和7年度 (確定係数)	令和8年度 (確定係数) B	増減額	増減率	
所得割率	％	2.19	2.66	2.46	0.27	12.3
資産割率	％	4.50			▲ 4.50	▲ 100.0
均等割額	円	7,800	9,345	9,094	1,294	16.6
平等割額	円	7,100	9,276	8,953	1,853	26.1
限度額	円	260,000	260,000	260,000		

令和8年度の法定限度額：26万円

### 3 介護納付金分

(単位：％、円)

	現行税率 A (令和8年度) 税率改正反映 済	標準保険料率		増減 B-A		
		令和7年度 (確定係数)	令和8年度 (確定係数) B	増減額	増減率	
所得割率	％	1.29	2.11	2.04	0.75	58.1
資産割率	％	2.50			▲ 2.50	▲ 100.0
均等割額	円	5,500	9,617	9,340	3,840	69.8
平等割額	円	5,000	7,544	7,289	2,289	45.8
限度額	円	170,000	170,000	170,000		

令和8年度の法定限度額：17万円

### 4 子ども・子育て支援納付金分

(単位：％、円)

	現行税率 A (令和8年度) 税率改正反映 済	標準保険料率		増減 B-A		
		令和7年度 (確定係数)	令和8年度 (確定係数) B	増減額	増減率	
所得割率	％	0.29	-	0.29	0.00	0.0
均等割額	円	1,000	-	1,000	0	0.0
18歳以上均等割	円	100	-	100	0	0.0
平等割額	円	1,000	-	1,000	0	0.0

令和8年度の法定限度額：3万円

## 令和8年度 国民健康保険特別会計予算 総括表

〈歳入〉

(単位：千円、%)

科 目	令和7年度当初 予算額	令和8年度当初 予算額 (確定)	増減額	増減率
1 国民健康保険税	166,424	180,813	14,389	8.6
2 道支出金	875,269	853,780	▲ 21,489	▲ 2.5
3 財産収入	1	1	0	0.0
4 繰入金	159,000	129,000	▲ 30,000	▲ 18.9
5 繰越金	1	1	0	0.0
6 諸収入	5	5	0	0.0
○ 国庫支出金	0	0	0	皆減
合 計	1,200,700	1,163,600	▲ 37,100	▲ 3.1

〈歳入〉 増減の主な要因

国民健康保険税	税率改正、所得の増、子ども子育て支援金の創設等の影響による増
道支出金	保険給付費の減
繰入金	国保事業費納付金の減に伴うその他一般会計繰入金の減 人事異動に伴う職員給与費等繰入金の増

〈歳出〉

(単位：千円)

科 目	令和7年度当初		令和8年度当初		増減額	
	予算額	一般財源額	予算額 (確定)	一般財源額	予算額	一般財源額
1 総務費	36,991	9,552	36,650	7,812	▲ 341	▲ 1,740
2 保険給付費	863,732	0	843,732	0	▲ 20,000	0
3 国民健康保険事業費納付金	280,746	278,413	264,525	264,650	▲ 16,221	▲ 13,763
4 保健事業費	15,626	5,661	14,947	5,580	▲ 679	▲ 81
5 基金積立金	1	0	1	0	0	0
6 公債費	100	100	100	100	0	0
7 諸支出金	304	304	304	304	0	0
8 予備費	3,200	3,200	3,341	2,978	141	▲ 222
合 計	1,200,700	297,230	1,163,600	281,424	▲ 37,100	▲ 15,806

※ 財源のひも付けの考え方

【歳出】保険給付費＝【歳入】保険給付費等交付金（普通交付金）

【歳出】国民健康保険事業費納付金＝【歳入】保険税＋一般会計繰入金  
保健事業費から生じる一般財源は、基準外繰入金により賅う繰入金のうちその他一般会計繰入金額 18,907千円 (前年度：43,245千円)  
内訳

決算補填等目的（赤字相当分） 13,327千円 (前年度：37,584千円)

保健事業費に充てるもの 5,580千円 (前年度：5,661千円)

〈歳出〉 増減の主な要因

総務費	人事異動に伴う職員給与費の増、ガバメントクラウド移行に伴う負担金の減
保険給付費	見込による減
国民健康保険事業費納付金	北海道全体の医療費の減による負担減
保健事業費	特定健診受診率向上支援等共同事業負担金を委託業務に振替えたことによる減

令和8年度

洞爺湖町国民健康保険事業計画  
(案)

令和8年4月

洞爺湖町住民税務課

# 令和8年度 洞爺湖町国民健康保険事業計画（案）

## 1 目的

洞爺湖町国民健康保険事業計画は、北海道国民健康保険運営方針に基づき、本町国民健康保険事業の安定的な運営に向け、医療費の適正化や収納率の向上、被保険者の健康保持増進を図ることを目的としています。

## 2 基本方針

国民健康保険制度は、国民健康保険法に基づき国民皆保険の中核たる医療保険制度として、地域住民の医療の確保と健康水準の向上を目的に実施され、非常に重要な役割を果たしています。

住民が安心して医療を受けられる環境整備を推進し、目的達成のため、次の重点目標を掲げ適正な事業運営と国保財政の健全化に努めます。

なお、主要施策の遂行にあたっては、関係機関、庁内関係課等との協議、連携のもと推進することとします。

## 3 重点目標

令和8年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる施策に重点を置いて取り組むこととします。

- (1) 国民健康保険の広域化に係る事務の推進
- (2) 保険税率適正化の推進
- (3) 国民健康保険税収納率向上対策の推進
- (4) 適用適正化対策の推進
- (5) 医療費適正化対策の推進
- (6) 特定健診・特定保健指導の推進

## 4 事業実施計画

### (1) 国民健康保険の広域化に係る事務の推進

#### ① 事務効率化の推進

事務処理標準システム等の導入による事務の効率化を図ります。

### (2) 保険税率適正化の推進

#### ① 法定限度額の適用

地方税法施行令に定める国民健康保険税の法定限度額の適用について協議します。

#### ② 保険税率の統一化に向けた協議促進

北海道国民健康保険運営方針に基づく国民健康保険税率の統一化に向けて、標準保険税率に見合った洞爺湖町国民健康保険税率の改定に向けて協議を進めます。

### (3) 国民健康保険税収納率向上対策の推進

#### ① 口座振替の推進

口座振替の促進は、納期内納付や収納率向上に大きく寄与するものであり、効果的な収納業務の推進を図る上で重要な取組みであることから、加入率の促進を図ります。

#### ② 現年度未納者対策

新たな滞納者を増やさない観点から現年課税分の滞納者に対して、納期限後速やかに支払うよう電話催告を行うなど、現年課税分の収納率の向上に努めます。

#### ③ 滞納者に対する対応

滞納者名簿を作成し、収納担当課・資格担当課相互に連携をとりながら円滑な徴収を行います。さらに、納税相談に応じない者に対しては、文書催告と合わせ電話催告も実施します。

また、特別な事情により来庁するのが困難な滞納者や連絡が困難な滞納者などに対し、適宜、納付相談や訪問指導及び訪問徴収を実施します。

#### ④ 国保税納付の広報活動

国保税についての理解と納付意識の高揚を図るため、町広報を活用するとともに、納付勧奨のパンフレットを送付、さらに窓口での直接対応などにより収納率の向上を図ります。

### (4) 適用適正化対策の推進

#### ① 届出遅延者に対する加入促進対策

町広報に啓発記事を掲載し、啓発パンフレットを窓口で配布します。

#### ② 居所不明者の取扱い

居所不明者については、要綱に基づき他課との連携を強め実態把握を行い、長期不在住者の資格喪失処理を推進します。

#### ③ 適正な賦課

課税担当課・資格担当課相互に連携をとりながら適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を推進するとともに、町広報への記事掲載による周知啓発に努めます。

### (5) 医療費適正化対策の推進

#### ① レセプト点検

レセプト（診療報酬明細書）点検は、直接的な財政効果をもたらすばかりでなく、その結果から医療費の構造や実態を把握するための基礎資料となり、さらに得られた情報が保健事業の具体的な取組みの検討材料として活用できます。このことから、レセプトの効率的な（資格・内容）点検を実施します。

[レセプト点検の主な項目]

- 被保険者等の資格点検
- 請求内容点検
- 給付発生原因の把握
- 重複・頻回受診者などの把握

○ 柔道整復施術レセプトの点検

レセプトデータより、柔道整復療養の多受診者等を抽出し、衛生部門の保健師との連携により適正受診を図ります。

② 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施

糖尿病が重症化するリスクが高いと思われる方に受診勧奨および保健指導を行うことで、糖尿病性腎症などの重大な合併症発症・重症化を予防し、新規透析導入を予防・遅延することを目的とし実施します。

③ 重複・頻回受診者への保健指導

レセプト点検から、基準に基づき重複・頻回受診者リストを抽出し、衛生部門の保健師との連携により保健指導を実施します。

④ ジェネリック医薬品に関する情報提供

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は厚生労働省も推奨しており、後発医薬品の服用は被保険者の負担軽減につながり、結果として、医療費の削減に寄与することから後発医薬品使用促進差額通知や周知啓発に取組み、利用促進を図ります。

⑤ 第三者行為求償事務について

交通事故等による第三者行為求償事務については、直接的に医療費の適正化に連動することから積極的な事務に取組みます。

⑥ 健康づくりへの取組み

○ 国民健康保険一般健康検診への取組み

疾病の早期発見、早期治療により、国保加入者の健康の保持増進を図るため、引き続き、各種がん検診及び肝炎ウイルス検診等の助成を行います。

○ 保健師による指導

国民健康保険被保険者の疾病分析資料を積極的に活用し、衛生部門の保健師による各種健康教室での保健指導、及び重複・多受診者の保健指導を推進します。

(6) 特定健康診査・特定保健指導の推進

○ 特定健康診査及び特定保健指導の実施

平成20年度から医療保険者に義務付けられた「特定健康診査」及び「特定保健指導」を円滑かつ効率的・効果的に実施するため、「洞爺湖町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」に沿い、関係課と連携の下、特定健診等の受診率・実施率向上に努めます。

○ 集団健診の実施（年3回（6月、11月、2月））

○ 個別健診の実施（4月～2月）

② 受診率、実施率向上に向けた取組

「洞爺湖町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」に定める目標達成に向けて、以下の項目について、実施又は検討します。

i 無料受診券を配布する。

ii 未受診者に対する受診勧奨を実施する。

iii 広報「とうや湖」やLINE等を活用したPRを実施する。

iv 国保連合会が実施する特定健診受診率向上支援等共同事業に参加する。

v 受診率向上に向けた新たな施策を実施する（受診者に対するインセンティブの付与、受診しやすい環境整備、健診データ提供に向けた関係機関との調整等）

#### 《特定健康診査》

特定健診は、生活習慣病を未然に防ぐため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者やその予備軍を減少させることを目的として、保健指導を必要とする者を的確に抽出するため、実施するものです。

#### 《特定保健指導》

特定健康診査において抽出された対象者自身が健診結果を理解し、自らが生活習慣を改善するための行動目標を設定し、実践できるように支援し、糖尿病等の生活習慣病の有病者、予備群を減少させることを目的に実践していきます。

## 5 その他

### ① 制度周知の実施

町広報及び町ホームページ、LINE 等を活用して国保制度の周知、医療費の適正化等についての啓発を行います。

### ② 職場研修の充実

必要に応じ随時職場研修の場を持ち、国保業務内容の確認を行います。

## 令和8年度 特定健康診査実施計画（案）

### （1）特定健康診査受診券の送付

- ① 対象者～4月1日現在洞爺湖町国民健康保険加入者のうち、40歳以上74歳以下の者
- ② 対象者数～1,389人（見込み）
- ③ 送付月日～令和8年4月下旬

### （2）特定健康診査の実施方法など

#### ① 集団健診（決まった日の会場で受ける健診のこと）

日 程	会 場
令和8年 6月 3日（水）	[洞爺] 洞爺ふれ愛センター
6月 4日（木） 6月 5日（金）	[虻田] 健康福祉センターさわやか
10月中（日程未定）	[札幌] 対がん協会健診センター
11月 4日（水）	[洞爺] 洞爺ふれ愛センター
11月 5日（木） 11月 6日（金） 11月 7日（土）	[虻田] 健康福祉センターさわやか
令和9年 2月 4日（木）	[虻田] 健康福祉センターさわやか
2月 5日（金）	[洞爺] 洞爺ふれ愛センター

#### ② 個別健診（ご自分で下記の医療機関へ予約し直接受診する健診のこと）

##### ・町内で受診できる医療機関

洞爺協会病院    洞爺ファミリークリニック    ひじり在宅クリニック  
洞爺温泉病院

##### ・農協組合員の方を対象に受診できる医療機関

J A北海道厚生連ニセコ羊蹄広域倶知安厚生病院    J A北海道厚生連札幌厚生病院

### （3）未受診者に対する受診勧奨

- ① 特定健康診査の未受診者を対象に、受診勧奨ハガキにて受診勧奨を実施  
送付予定月日    11月及び翌年2月実施予定の集団健診前
- ② 特定健康診査の未受診者を対象に、電話による受診勧奨を実施
- ③ 特定健康診査の未受診者を対象に、みなし健診の受診勧奨
- ④ 広報「とうやこ」及び町ホームページ、LINE等の活用

#### (4) 受診者数等の目標

区 分	令和8年度
対象者数 (人)	1,389
受診者数 (人)	486
受診率 (%)	35.0

#### (5) 受診率向上対策

- ① 集団健診実施時の車両送迎（対象者の拡大）の実施
- ② 受診者に対する特典の配布等の取組の実施
- ③ みなし健診の継続実施
- ④ 次年度事前予約受付の導入検討

#### [参考]

##### 1. 後期高齢者医療制度に加入の被保険者に対する健康診査の未受診者対策について

- ① 健康診査の実施主体は後期高齢者広域連合であるが、広域連合では実施できないことから広域連合と町が委託契約を結んで町が実施している。
- ② このため、令和8年度においても引き続きこの後期高齢者医療制度に加入の被保険者に対する受診勧奨を実施する。

##### 2. 実施内容

- ① 被保険者のうち、広域連合から提供を受ける未治療者データを基に、受診勧奨ハガキを送付する。
- ② 集団健診における健康診査については、70歳以上の希望者に対し、介護予防・寝たきり予防を目的とし、基本的な健診項目に加え、介護予防のための問診、運動器検査（握力・片足立ち・5回立ち上がり）を実施する。

※1 特定健診～40歳以上75歳未満の国民健康保険や被用者保険（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などの医療保険）の被保険者と被扶養者の全員が基本的に対象

2 健康診査～19～39歳の方、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障害がある方が加入している後期高齢者医療制度の被保険者全員が基本的に対象

## 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について

1. 税率の改定（医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分）（3月会議議案）
2. 子ども子育て支援納付金分の創設（3月会議議案）
3. 国民健康保険税課税限度額の改定（3月31日専決処分）
4. 国民健康保険税の軽減判定所得の基準の見直し（3月31日専決処分）

### 1. 税率の改定（令和12年度の標準保険税率に向けた段階的改定）（3月会議議案）

#### （1）改定の趣旨

令和12年度の標準保険税率への統一に向けた段階的改定。

令和6年12月会議において税率について毎年度段階的に改定するためご審議いただき、令和7年度の改定をしたところ。引き続き、令和12年度に向け、令和8年度分について提案するもの。

※改定の背景、年度別の改定予定は別紙を参照

(2) 令和8年度の改定内容(案)

① 医療分

(単位:%、円)

区 分	現行税率 (令和7年度) A	改正案 (令和8年度) B	増減 B-A		標準税率C 令和7年度 (確定係数)
			増減率・額	増減率	
所得割率 %	8.70	8.70	0.00	0.0	8.76
資産割率 %	11.70	11.70	0.00	0.0	
均等割額 円	23,700	24,800	1,100	4.6	29,148
平等割額 円	25,400	26,100	700	2.8	28,932

改正内容: 所得割率・資産割率改正なし、均等割額を1,100円増額、平等割額を700円増額する。

② 後期高齢者支援金等分

(単位:%、円)

区 分	現行税率 (令和7年度) A	改正案 (令和8年度) B	増減 B-A		標準税率C 令和7年度 (確定係数)
			増減額	増減率	
所得割率 %	2.06	2.19	0.13	6.3	2.66
資産割率 %	4.50	4.50	0.00	0.0	
均等割額 円	7,400	7,800	400	5.4	9,345
平等割額 円	6,500	7,100	600	9.2	9,276

改正内容: 所得割率を2.19%、資産割率改正なし、均等割額を400円増額、平等割額を600円増額する。

③ 介護納付金分

(単位:%、円)

区 分	現行税率 (令和7年度) A	改正案 (令和8年度) B	増減 B-A		標準税率C 令和7年度 (確定係数)
			増減額	増減率	
所得割率 %	1.29	1.45	0.16	12.4	2.11
資産割率 %	2.50	2.50	0.00	0.0	
均等割額 円	5,500	6,300	800	14.5	9,617
平等割額 円	5,000	5,500	500	10.0	7,544

改正内容: 所得割率を1.45%、資産割率改正なし、均等割額を800円増額、平等割額を500円増額する。

※標準保険税率Cは、北海道から令和7年度国保事業費納付金算定時に示された数値である。

(3) 施行日 令和8年4月1日

## 2. 子ども子育て支援納付金分の創設（3月会議議案）

### （1）創設の趣旨

子ども子育て支援金制度は、少子高齢化対策を強化するため実施する加速化プランの財源を全世代で負担し、子育て世代を支える新たな仕組みで、令和8年4月からすべての健康保険の保険料(税)に上乗せし徴収することに伴い、新たに追加するもの。

### （2）子ども子育て支援納付金分の税率（案） （単位：％、円）

区 分	現行税率 (令和7年度) A	改正案 (令和8年度) B	増減 B-A		標準税率C 令和7年度 (確定係数)
			増減額	増減率	
所得割率 %	—	<u>0.29</u>	0.29		—
均等割額 円	—	<u>1,000</u>	1,000		—
18歳以上均等割 円	—	<u>100</u>	100		—
平等割額 円	—	<u>1,000</u>	1,000		—
限度額 円	—	<u>30,000</u>			—

※子ども子育て支援納付金分の税率は、北海道が示す統一保険税率

### （3月31日専決処分）

※子ども子育て支援納付金分の18歳未満被保険者に係る均等割の減額を新設する。  
 ※あわせて低所得者、未就学児及び出産被保険者に対する減額について、18歳以上被保険者均等割を追加する規定の整理を行う。

### （3）施行日 令和8年4月1日

### 3. 国民健康保険税課税限度額の改定（3月31日専決処分）

#### （1）改定の趣旨

令和8年1月15日付国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険制の法定限度額が、令和8年4月から改正されたことに伴うもの。

※地方税法施行令の公布見込みが3月末見込みであるため、専決処分とする予定

#### （2）課税限度額改定（案）

現行の課税限度額のうち、基礎課税額分課税限度額を67万円（後期高齢者支援金等分課税限度額 26万円及び介護納付金分課税限度額 17万円の引上げはなし。）に改める。

課税限度額	改正後法定額 A	現行 B	差 A-B
基礎課税分	670,000円	660,000円	10,000円
支援金等分	260,000円	260,000円	0円
介護納付金分	170,000円	170,000円	0円
子ども・子育て支援納付金分	30,000円	0円	30,000円
計	1,130,000円	1,090,000円	40,000円

※現行：令和7年度における課税限度額

#### （3）施行期日 令和8年4月1日

#### 4. 国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の見直し（3月31日専決処分）

(1) 見直しの趣旨

令和8年1月15日付国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、軽減判定所得基準額が令和8年4月から改定されたことに伴うもの。  
※地方税法施行令の公布見込みが3月末見込みであるため、専決処分とする予定

(2) 国民健康保険税の軽減判定所得基準額改定（案）

国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の見直しに係る規定の改正  
国民健康保険税5割軽減判定の基準所得の加算額を30万5千円から31万円に、  
2割軽減判定の基準所得の加算額を56万円から57万円に改める。

・国民健康保険税の軽減判定所得基準額

（世帯所得が基準所得額以下の場合、税額から区分に応じた割合の額を減じる。）

5割軽減	改正前	430,000円 + (305,000円 × 被保険者数) + 100,000円 × (給与所得者の数 - 1)
	改正後	430,000円 + (310,000円 × 被保険者数) + 100,000円 × (給与所得者の数 - 1)

2割軽減	改正前	430,000円 + (560,000円 × 被保険者数) + 100,000円 × (給与所得者の数 - 1)
	改正後	430,000円 + (570,000円 × 被保険者数) + 100,000円 × (給与所得者の数 - 1)

(3) 施行期日 令和8年4月1日

## 令和8年度 国民健康保険税率の改定について

## 1. 改定の背景

国民健康保険財政の運営については、平成30年度から北海道が財政運営の主体として加わり、安定的な国保運営の継続と加入者負担の公平化に向けて、北海道内のどこの市町村にいても、同じ所得、同じ世帯状況であれば同じ保険料になるよう、令和12年度までに保険料水準を統一することとなっております。

また、令和9年度までに資産割を廃止し、国保税の算定方式を4方式から3方式に改正する必要があります。

このことから、令和12年度までに段階的に毎年度税率の改定するためご審議いただき、令和7年度の改定をしたところ。

改定予定表(資産割を2カ年かけて廃止し、所得割・均等割・平等割をR12年度まで均等に増額する)

## 医療分

		現行	R7標準税率	増減	R8	R9	R10	R11	R12
所得割	%	8.7	8.76	0.06	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7
資産割	%	11.7	0	-11.7	11.7	0	0	0	0
均等割	円	23,700	29,148	5,448	24,800	25,900	27,000	28,100	29,100
平等割	円	25,400	28,932	3,532	26,100	26,800	27,500	28,200	28,900

## 後期高齢者支援金分

		現行	R7標準税率	増減	R8	R9	R10	R11	R12
所得割	%	2.06	2.66	0.6	2.19	2.32	2.45	2.58	2.72
資産割	%	4.5	0	-4.5	4.5	0	0	0	0
均等割	円	7,400	9,345	1,945	7,800	8,200	8,600	9,000	9,300
平等割	円	6,500	9,276	2,776	7,100	7,700	8,300	8,800	9,200

## 介護納付金分

		現行	R7標準税率	増減	R8	R9	R10	R11	R12
所得割	%	1.29	2.11	0.82	1.45	1.61	1.77	1.93	2.11
資産割	%	2.5	0	-2.5	2.5	0	0	0	0
均等割	円	5,500	9,617	4,117	6,300	7,100	7,900	8,700	9,600
平等割	円	5,000	7,544	2,544	5,500	6,000	6,500	7,000	7,500

※標準保険税率は、北海道から令和7年度国保事業費納付金算定時に示された数値である。

※R9年度以降は、毎年度示される標準保険税率を基に、各年度で改めて改定税率を算定するので、確定ではない。

## 2. モデルケースによる影響額試算(令和8年度)

### モデルケース① 一般軽減なし世帯

夫婦(夫の給与収入のみ) 40歳代~64歳 2人世帯  
 夫の給与収入:360万円、妻:専業主婦、資産あり  
 資産割対象額:令和7年度平均額(基礎額/賦課世帯数)  
 夫婦:40歳以上 所得:244万円

	現行	R8改定案	増減		増減率
医療分	254,400	257,300	2,900	12,200	3.36%
支援分	65,300	69,300	4,000		
介護分	43,300	48,600	5,300		
子子分	0	9,000	9,000		
年税額	363,000	384,200	21,200		
		増減率	5.84%		
資産割なし	352,200	373,400	21,200		
限度額	1,090,000	1,130,000	40,000		

### モデルケース② 一般5割軽減世帯

夫婦(夫の給与収入のみ) 40歳代~64歳 2人世帯  
 夫の給与収入:157万円以下、妻:専業主婦、資産あり  
 資産割対象額:令和7年度平均額(基礎額/賦課世帯数)  
 夫婦:40歳以上 所得:92万円

	現行	R8改定案	増減		増減率
医療分	94,400	87,200	-7,200	-7,500	-5.48%
支援分	25,400	24,600	-800		
介護分	17,000	17,500	500		
子子分	0	3,000	3,000		
年税額	136,800	132,300	-4,500		
		増減率	-3.29%		
資産割なし	126,100	121,500	-4,600		
限度額	1,090,000	1,130,000	40,000		

### モデルケース③ 一般7割軽減世帯

夫婦(夫の給与収入のみ) 40歳代~64歳 2人世帯  
 夫の給与収入:98万円以下、妻:専業主婦、資産あり  
 資産割対象額:令和7年度平均額(基礎額/賦課世帯数)  
 夫婦:40歳以上 所得:33万円

	現行	R8改定案	増減		増減率
医療分	28,500	29,400	900	2,000	4.59%
支援分	8,900	9,400	500		
介護分	6,200	6,800	600		
子子分	0	900	900		
年税額	43,600	46,500	2,900		
		増減率	6.65%		
資産割なし	32,900	35,800	2,900		
限度額	1,090,000	1,130,000	40,000		

モデルケース④ 高齢7割軽減世帯

夫婦(夫の年金収入のみ) 2人世帯

夫の年金収入:153万円以下、妻:専業主婦、資産あり

資産割対象額:令和7年度平均額(基礎額/賦課世帯数)

夫婦:65歳以上 所得:43万円

	現行	R8改定案	増減		増減率
医療分	28,500	29,400	900	1,400	3.74%
	8,900	9,400	500		
介護分	0	0	0		
子子分	0	900	900		
年税額	37,400	39,700	2,300		
		増減率	6.15%		
資産割なし	28,100	30,400	2,300		
限度額	1,090,000	1,130,000	40,000		

モデルケース⑤ 高齢5割軽減世帯

夫婦(夫の年金収入のみ) 2人世帯

夫の年金収入:212万円以下、妻:専業主婦、資産あり

資産割対象額:令和7年度平均額(基礎額/賦課世帯数)

夫婦:65歳以上 所得:102万円

	現行	R8改定案	増減		増減率
医療分	94,400	95,900	1,500	2,900	2.42%
支援分	25,400	26,800	1,400		
介護分	0	0	0		
子子分	0	3,300	3,300		
年税額	119,800	126,000	6,200		
		増減率	5.18%		
資産割なし	110,500	116,600	6,100		
限度額	1,090,000	1,130,000	40,000		

モデルケース⑥ 高齢2割軽減世帯

夫婦(夫の年金収入のみ) 2人世帯

夫の年金収入:262万円以下、妻:専業主婦、資産あり

資産割対象額:令和7年度平均額(基礎額/賦課世帯数)

夫婦:65歳以上 所得:152万円

	現行	R8改定案	増減		増減率
医療分	159,800	162,100	2,300	4,900	2.43%
支援分	42,000	44,600	2,600		
介護分	0	0	0		
子子分	0	5,700	5,700		
年税額	201,800	212,400	10,600		
		増減率	5.25%		
資産割なし	192,400	203,000	10,600		
限度額	1,090,000	1,130,000	40,000		